

○秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則

(昭和 30 年 1 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

改正 昭和 56 年 6 月 30 日教委規則第 2 号 平成 8 年 9 月 1 日教委規則第 5 号(題名改正)

平成 13 年 12 月 25 日教委規則第 9 号 平成 17 年 6 月 17 日教委規則第 7 号

注 平成 8 年 9 月から改正注記を付した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市教育委員会会議規則(昭和 33 年秦野市教育委員会規則第 4 号)第 13 条の規定により教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定める。

(平 8 教委規則 5・追加、平 13 教委規則 9・一部改正)

(定員)

第 2 条 傍聴者の定員は、12 名とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議運営に支障のない範囲で定員を変更することができる。

2 教育委員会の会議を傍聴しようとする者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(平 17 教委規則 7・追加)

(傍聴手続)

第 3 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付票に自己の氏名及び住所を記載し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(平 8 教委規則 5・追加・一部改正・旧 1 条繰下、平 13 教委規則 9・一部改正、平 17 教委規則 7・旧第 1 条の 2 繰下・一部改正)

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) その他委員長が傍聴を不相当と認める者

(昭 56 教委規則 2・一部改正・削除・繰上・平 8 教委規則 5・追加・一部改正、平 13 教委規則 9・一部改正、平 17 教委規則 7・旧第 2 条繰下)

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、雑談、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲酒飲食を行うこと。
- (5) 写真撮影、録音又は録画を行うこと(ただし、委員長の許可を得たときは、行うことができる。)

(6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(平 8 教委規則 5・追加・一部改正、平 13 教委規則 9・一部改正、平 17 教委規則 7・旧第 4 条繰下・一部改正)

(退場)

第 6 条 委員長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

2 傍聴者は、教育委員会が秘密会とすることを議決したときその他委員長が退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

(平 8 教委規則 5・追加・一部改正、平 13 教委規則 9・一部改正、平 17 教委規則 7・旧第 5 条繰下・一部改正)

(委員長の指示)

第 7 条 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(平 8 教委規則 5・追加・一部改正、平 13 教委規則 9・一部改正、平 17 教委規則 7・旧第 6 条繰下)

附 則

この規則は、昭和 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 6 月 30 日教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 9 月 1 日教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 25 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 17 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。